

学校いじめ防止基本方針

平成 2 6 年 3 月 制定
(令和 6 年 3 月 改定)

福島県南会津郡南会津町立舘岩小学校

南会津町立館岩小学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成２５年１０月１１日文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）に則り、いじめが、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校児童の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

１ 基本理念

- （１）いじめは、どの児童にも起こりうるものであることを踏まえて、児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- （２）いじめは、児童の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決してしてはならないものであることを全ての児童が認識し、いじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにその情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- （３）いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下に行う。

２ 基本方針

（１）いじめの定義【いじめ防止対策推進法（第２条）】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

《具体的ないじめの様態（例）》

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・ 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - ・ 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
 - ・ 存在を否定される。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・ 対象の児童（生徒）が来ると、その場からみんないなくなる。

- ・ 遊びやチームに入れない。
- ・ 席を離される。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - ・ 叩く、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ・ 遊びと称して対象の児童（生徒）が技をかけられる。
- ⑤ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - ・ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てたりされる。
 - ・ 靴に画鋏やガムを入れられる。
- ⑥ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・ 使い走りをさせられたり、万引きやかつあげを強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
 - ・ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理矢理させられる。
 - ・ 衣服を脱がせられたり、髪の毛を切ったりされる。
- ⑦ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・ パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のグループから故意に外される。

（２）いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

- ① 名 称
「館岩小学校いじめ防止対策委員会」
- ② 構成員
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、該当学年担任、養護教諭、特別支援コーディネーター
- ③ 組織の役割
 - ・ 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ・ いじめの相談・通報の窓口
 - ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録、共有
 - ・ いじめの疑いに係る情報があつた時の組織的な対応のための連絡・調整
(緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など)

（３）いじめの未然防止のための取り組み

いじめの防止については、学校教育活動全体を通じて、全ての児童に「いじめは決

して許されない」ことの理解を促し、日々の活動の中で一人ひとりをしっかりと見とれるよう取り組みを進めていく。

- ① 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動等の充実を図る。
- ② 児童があらゆる活動の中で、自己有用感や自己存在感がもてる取り組みを進める。計画的に人間関係作りプログラムに取り組む。また、構成的グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニングも取り入れ、コミュニケーション力や社会性を養う。
- ③ 教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。
- ④ 保護者及び地域に対し、入学時・各年度の開始時に学校基本方針及び取り組みについての理解を図る。

(4) いじめの早期発見のための取り組み

いじめは、迅速な対応が求められる。そのためには、全ての大人が連携して、児童の些細な変化に気づく力を高め、どんな些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知して取り組みにあたる。

- ① 休み時間、給食時等において、声かけを積極的に行い、児童とのふれあいに努める。
- ② 健康観察や日記等を活用し児童理解に努める。
- ③ 遊びやふざけなどのようにも見える「気になる行為」に敏感に、感性を研ぎ澄まして観察をする。また、些細な兆候であってもいじめではないかと疑いをもって、早い段階からの的確に関わりを持つ。
- ④ 些細な変化に気づいたときは必ず記録をとり、関係職員に報告し、多くの目で見守る。
- ⑤ 「生徒指導を考える会」や週1回の職員打ち合わせでは、子どもの様子について情報交換を行い、些細なことも出し合い、全職員共通理解のもと子どもを見守っていく。
- ⑥ 暴力的な行為を目にしたときには、速やかに止め、関係職員に報告する。
- ⑦ いじめの早期発見のためのアンケート調査を月に1回行い、それをもとに、教育相談を年2回（必要に応じて随時実施）実施する。
- ⑧ いじめにつながる事案の段階でも保護者に説明し、児童を守る姿勢で臨む。
- ⑨ 職員同士が、児童のどんなことも気軽に話ができる雰囲気醸成する。
- ⑩ 家庭・地域・関係機関と連携して児童を見守っていく。

※ 例えば、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟に対応する。ただし、これらの場合であって

も情報共有することは必要である。

(5) いじめに対する措置

- ① いじめの通報を受けたとき、あるいは、いじめを受けていると思われるときは、速やかに当該児童に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果を生徒指導主事を経由して校長に報告する。
- ② 事実の確認により、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ③ いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた児童の立場になって、その辛さや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ⑤ ネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聴き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等、必要な措置を講ずる。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- ⑥ 重大事態発生時の対応

《重大事態とは》

ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ウ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき。

《重大事態の報告》

ア 重大事態が発生した場合は、南会津町教育委員会に迅速に報告する。

《重大事態の調査》

ア 重大事態が発生した場合は、南会津町教育委員会内に組織する 南会津町いじめ対策協議会（以下「いじめ対策協議会」という。）において、調査を行う。調査に当たっては、弁護士、医師、臨床心理士、スクールカウンセラー、等の専門的知識を有する者のほか、第三者からなる組織を設け、調査する。

イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童及び保護者に対し、アン

ケート等を行い、事実関係を把握し、いじめ対策協議会に速やかに提出する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されないよう配慮する。

ウ いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえ、適正に対処する。

(6) 年間計画

月	生徒指導計画	相談・実態調査(アンケート等)の実施計画	校内研修計画	いじめ防止のための会議等	評価計画
4	・全校集会 「きまりを守る」	・学校生活アンケート	校内研修① 未然防止と早期発見	第1回いじめ防止対策会議 (生徒指導を考える会)	計画・目標の作成
5	・全校集会 「みんななかよく」	・教育相談(児童) ・学校生活アンケート			
6	・全校集会 「健康な生活」	・QUテスト ・学校生活アンケート			
7	「1学期のまとめ」	・学校評価アンケート			
8	「規則正しい生活」				
9	・全校集会 「安全な生活」	・学校生活アンケート	校内研修② いじめの対応	第2回いじめ防止対策会議 (生徒指導を考える会)	中間評価
10	・全校集会 「協力して生活」	・教育相談(児童) ・学校生活アンケート			
11	・全校集会 「礼儀正しく」	・個別懇談(保護者) ・学校生活アンケート			
12	「2学期のまとめ」	・QUテスト ・学校評価アンケート			
1	「寒さに負けない」	・学校生活アンケート	校内研修③ ネットいじめ	第3回いじめ防止対策会議 (生徒指導を考える会)	
2	・全校集会 「積極的な活動」	・学校生活アンケート			年間評価報告
3	・全校集会 「1年間のまとめ」	・学校生活アンケート			

(7) 評価と改善

- ① 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取り組みについての評価を行う。評価方法は、職員、児童、保護者、学校関係者によるアンケートとする。
- ② 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討するものとする。

重大事態への対応

